

児童の転入・転出手続きの流れ

転勤や引っ越しなどで、国母小学校へ転入する場合、またはほかの学校へ転出する場合の手続きの流れです。

地域により多少の違いはあるかもしれませんがおおむね以下のとおりです。

* 転入の流れ *

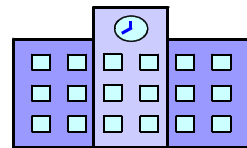
①甲府市役所の市民課で住民異動の手続きをする

②「転入学通知書」を発行してもらう（※1）

③国母小学校へ来校する

* ご持参していただくもの *

- ・前の学校から発行された「在学証明書」、「転学児童教科用図書給与証明書」（※2）、
「氏名印（ある場合のみで結構です）」
- ・甲府教育委員会発行の「転入学通知書」
- ・国母小学校で作成した「児童転入届」（※3）



* 学校からのお願いと注意すること *

※1：入学する学校名、新しい住所、入学期日等が記載されています。

基本的には、住所を異動した転入で、前の学校から発行された書類（「在学証明書」「転学児童教科用図書給与証明書」）が整っている場合は、甲府市教育委員会へ行かなくても市役所の市民課で住民票異動の手続きと同時に転入学通知書も発行していただけます。事情によっては甲府市教育委員会へ行って手続きが必要になる場合もあります。

住民票異動の手続きの際には、前の学校から発行された書類を必ずご持参ください。

※2：前の学校で使用していた教科書の一覧表です。

教科書は国から無償で給与されています。市町村によって使用する教科書は異なりますが、転出にともない使用する教科書が変更になった場合、異なる教科書のみが新しく給与されます。

※3：国母小学校で控えさせていただく書類です。国母小HPからダウンロードすることもできますので、事前に記入ができる場合は記入のうえご持参ください。国母小学校でも用意をしておりますので、来校していただいた時に記入をしていただいても結構です。

新しい住所、前の学校での就学援助の有無、健康面等で配慮をすること等、の内容になっています。

* 転出の流れ *

- ①担任へ連絡をする（※1）
- ②「児童転出届」（※2）に記入し担任へ提出する
- ③国母小学校から「在学証明書」（※3）、「転学児童教科用図書給与証明書」（※4）、「氏名印」を受け取る（基本的には最後に登校する日に保護者に取りに来ていただく）
- ④住民票を異動する（※5）
- ⑤新しい住まいの市町村役場または教育委員会で「転入学通知書」（※6）を発行してもらう
- ⑥新しい学校へ国母小学校からお渡しした書類と市町村で発行した転入学通知書を持って手続きに行く（※7）



* 学校からのお願いと注意すること *

- ※1：書類の作成や積立金、給食費等の精算に時間をいただきたいと思います。
転出が決まりましたら、なるべく早めにお知らせください。
- ※2：国母小学校で控えさせていただく書類です。国母小HPからダウンロードすることもできます。転出先の住所、学校名、いつまで国母小学校に登校するか、給食をいつまで食べるか等、書類の作成や給食費の調整に必要な内容です。
- ※3：国母小学校にいつまで在籍をしたか、という証明書です。
- ※4：国母小学校で使用していた教科書の一覧表です。
教科書は国から無償で給与されています。市町村によって使用する教科書は異なりますが、転出にともない使用する教科書が変更になった場合、異なる教科書のみが新しく給与されます。
- ※5：国母小を転出する日より前には住民票を異動しないように注意してください。
- ※6：転入学通知書は、どこの小学校にいつから入学するかという書類です。市町村によって発行する場所が異なりますので事前に市町村役場や教育委員会にお問い合わせください。また国母小学校で発行した書類が手続きの際に必要な場合もありますので、一緒に持って行ってください。
- ※7：新しい学校でも受け入れに準備が必要です。
事前に電話で連絡をしておくと、手続きがスムーズにできます。